

## 1、手話言語条例について

(回答)

この間、貴協会から手話言語条例制定についてのご要望を繰り返しいただき、また貴協会役員の方々との意見交換を重ね、その必要性について、学ばせて頂きました。

聴覚障害者の権利保障を具体的に進めるために、手話言語条例制定が必要と考えます。既に区議会では平成二十六年十月、手話言語法制定を求める意見書が全会一致で可決されました。意見書では、「手話が音声言語と対等な言語であることを広く周知し、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することができる社会環境を整備することが求められています。」と明記しています。

日本共産党区議団は、2016年第3回定例会の一般質問において、手話言語条例制定について国の法整備を待つのではなく、区として条例制定の検討と聴覚障害者の権利保障に向けた総合的な対策を求めました。

引き続き、実現が出来るよう、貴協会の皆様も力を合わせてまいります。

## 2、聴覚障害者への災害時支援について

(回答)

聴覚障害者には、先天性、幼少期に失聴した聾者、中途失聴、難聴者がいらっしゃり、コミュニケーション手段は手話、口話、筆談など様々と認識しています。全日本ろうあ連盟は、聴覚障害者にとっての差別とは、コミュニケーションバリアや情報格差に起因していることが多い、更に、東日本大震災では、防災無線が聞こえず、津波で亡くなった聴覚障害者が多くいたと指摘しています。

障害者にとってバリアや格差があることは、震災などの非常時には生存や権利の侵害に直結するものと考えます。また区内には、外国人等情報提供に配慮が必要な方が多くいらっしゃいます。

聴覚障害者の方々に、平時・災害時に必要な情報が提供できるよう、当事者の声を伺いながら、対策を進める必要があると考えます。他の障害者団体・外国人の方々含め、全ての区民に対しての情報提供のあり方について、検討を進めていきたいと考えます。

以上

日本共産党世田谷区議団